

Title	フランス法における株主の議決権の法的性質と権限濫用法理
Sub Title	Le droit de vote des actionnaires et la théorie de détournement de pouvoir en droit français
Author	堀井, 拓也(Horii, Takuya)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	2023
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.96, No.1 (2023. 1) ,p.389- 409
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	山本爲三郎教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20230128-0389

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランス法における株主の議決権の法的性質と 権限濫用法理

堀 井 拓 也

一 はじめに

一 一 Henri Decugis

(一) 序説

(一) 民法学における権限濫用法理

(二) 行政法学における権限濫用法理

(三) 裁判官の役割と株主の議決権の行使

二 二 René David

(一) 序説

(一) Davidの基本的なアプローチ

(二) 多数派の権限と権限濫用法理

四 まとめ

(一) 序説

(一) DecugisとDavidの議論の特徴・差異

(二) 判例法理への影響

(三) 示唆・今後の検討課題

一 はじめに

フランス会社法学には、株主の議決権の濫用の問題、すなわち株主総会決議を通じた資本多数決濫用の問題に
関して豊富な議論の蓄積が存在する。⁽¹⁾ 破毀院商事部一九六一年四月一八日判決は、「決議が会社の一般的利益
(intérêt générale de la société) に反し、少数株主の損害において多数株主に利益を与えようと専ら意図して (dans
l'unique dessein) なされた場合である」と述べ、わが国における資本多数決濫用の問題に相当する「多数派の濫
用《abus de majorité》」⁽⁵⁾の定義・判断枠組みを明らかにした。問題となった株主総会決議が「多数派の濫用」
と判断された場合、裁判官によって当該決議は無効《nullité》と宣告される。⁽⁶⁾ 破毀院判決の示した「多数派の濫
用」法理は、必ずしも特定の条文の解釈という形ではないものの、株主間の利害調整法理として現在においても
維持されている。⁽⁷⁾

フランス会社法学説における通説的理解によれば、「多数派の濫用」法理は、コンセイユ・デタ (Conseil
d'Etat) の取消訴訟における判例法理として生成・発展してきた「権限濫用《détournement de pouvoir》」法理
と近接・類似するものであり、⁽⁸⁾ 株主による議決権の行使は、会社の (一般的) 利益のために行使しなければなら
ない権限《pouvoir》⁽⁹⁾の行使であると理解されている。⁽¹⁰⁾ そして、このような通説的理解の源流は、一九二〇年代
の学説に見出すことができる。⁽¹¹⁾

本稿は、以上の問題にかかるフランス会社法学の基礎をなしたといえることができる、一九二〇年代の学説であ
る Henri Decugis と René David の議論を検討する。わが国における先行研究においても、フランスにおける資
本多数決濫用の問題の検討は豊富であるものの、Decugis と David に代表される、株主の議決権の法的性質 (特
にその行使の法的性質) をめぐる議論に焦点を当てるものは皆無であるといつてよい。⁽¹²⁾ 本稿は、フランス会社法

学説における株主の議決権の法的性質と資本多数決濫用をめぐる議論の通説的理解の源流を明らかにするとともに、資本多数決濫用の問題を含む、わが国における株主の議決権の行使をめぐる法的規律を検討するための視座を得ることが目的となる。⁽¹³⁾

11 Henri Decugis⁽¹⁴⁾

(1) 序説

Henri Decugis の論文は一九二五年に公表された。フランスでは、一九一三年一月二日の法律（以下では、「一九一三年法」という）によって株主総会に定款変更権限が帰属することが明確なものとなった。Decugis は一九一三年法において、株主の議決権の行使、ひいては株主総会決議の内容に何らかの制限はないのかという問題意識のもと、少数派株主の利益保護のためのあるべき規律の検討を進める。⁽¹⁵⁾

(2) 民法学における権利濫用法理⁽¹⁶⁾

Decugis は、まず民法学において生成・発展してきた権利濫用《abus de droit》⁽¹⁷⁾法理を検討する。よく知られているように、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて、学説において、権利濫用をめぐる活発な議論が展開された。⁽¹⁸⁾判例においても、土地所有権の濫用が肯定された著名な破毀院一九一五年八月三日判決が登場するに至っている。⁽¹⁹⁾

Decugis は、民法学における権利濫用法理の発展は、株主総会権限が拡大した一九一三年法のもと、少数派株主の適切な保護において必要不可欠なものであるとする。⁽²⁰⁾問題は何をもちて権利濫用とするのかである。⁽²¹⁾

Decugis は、ドイツ民法典の規定やフランスの裁判例を参照しつつ、主観的な意図として「加害の意図」(intention de nuire)⁽²²⁾ がなくとも、他者を害したという事実「fait de nuire à autrui」さえあればそれで「abus」と評価するには十分であると述べる⁽²³⁾。

(三) 行政法学における権限濫用法理

Decugis は、以上の権限濫用法理の検討に続いて、行政法判例において生成・発展してきた「権限濫用」(détournement de pouvoir) 法理を検討する。「権限濫用」は、「行政が法により定められた目的以外の目的を追求し、委ねられた権限をその法定目的 (fin légale)⁽²⁴⁾ から逸脱 (détourner) させる場合、その行為は「権限濫用」(détournement de pouvoir) の瑕疵を帯びている」などと説明される、越権訴訟における取消事由である。

Decugis は、この「一定の目的によって拘束される」ことを前提とする「権限濫用」の考え方は、行政機関による権限行使だけでなく、合意による領域《domaine conventionnel》においても適用できるとする⁽²⁵⁾。そして、「権限濫用」の問題と同様に、必ずしも加害の意図がなくとも、「権限濫用」は認められることを確認する⁽²⁶⁾。

(四) 裁判官の役割と株主の議決権の行使

以上の議論を踏まえて、Decugis は、濫用的な権利行使がなされた場合の裁判官の役割を提示する。すなわち、裁判官には、問題となっている行為がその権利の通常の制限《limite normale》を超越するものであるか否かをまず検討し、次いで他人への損害が発生しているか否かを検討することが求められる⁽²⁷⁾。

Decugis は、以上の議論を株主の議決権の行使へと当てはめる。Decugis によれば、株主の議決権は、その使命に従って行使されなければならないものと位置付けられる⁽²⁸⁾。そして、もし株主が他の目的のために議決権を行

使して、株主の共同の利益《intérêt collectif des actionnaires》⁽²⁹⁾を犠牲にするときには、ここに権利濫用《abus de droit》⁽³⁰⁾が認められることになり、裁判所は少数派株主を救済するため、当該決議を無効としなければならぬと結論付ける。

三 René David

(一) 序説

二でみたDecugisによって示された権利濫用法理と権限濫用法理を応用することで支配株主による濫用的な議決権の行使から少数派株主の保護を図るというアプローチは、その後、René Davidによってより洗練されたものとなる。

Davidは、一九二八年の博士論文（翌年に商業出版された）⁽³¹⁾と、一九二九年に公表された小論⁽³²⁾において、この問題について詳細に検討している。以下では、Davidが株主の議決権の法的性質をどのように捉えるべきであると考えているのか⁽³³⁾、そして、どのような理論構成によって濫用的な議決権の行使から少数派株主の保護を図るべきであると考えているのかを中心に、その議論を検討していく⁽³⁴⁾。

(二) Davidの基本的なアプローチ

1 「制度」としてのソシエテ契約

Davidの議論は、ソシエテ《société》⁽³⁵⁾の法的性質を確認するところから始まる。よく知られているように、一八〇四年のフランス民法典の制定以来、ソシエテは民法典における契約《contrat》⁽³⁶⁾の一つとして規律されてき

た(民法典一八三二条⁽³⁷⁾)。すなわち、ソシエテ契約は、アソシエ《associe》⁽³⁸⁾間の「同意(コンサントマン)」《consentement》⁽³⁹⁾によって成立する。⁽⁴⁰⁾

Davidは、民法典一八三二条を引用してソシエテが「契約」であることを確認したうえで、ソシエテには、制度《institution》⁽⁴¹⁾としての側面(性質)があることを指摘する。⁽⁴²⁾株式会社の構成員(アソシエ)である株主によって構成される株主総会は、このような制度としての株式会社における最高機関として位置付けられることになる。⁽⁴³⁾

2 株主総会権限には一定の制限があること

株式会社における最高機関たる株主総会の権限の制限について、一九一三年法は特段の規定を置いていない。すなわち、株主の義務負担の増加《augmentation des engagements》⁽⁴⁴⁾およびソシエテの国籍の変更を除いて、株主総会決議によって定款変更ができることとなった。そのため、株主総会の定款変更権限は無制限かつ絶対的なものである、という見方もできないわけではない。⁽⁴⁵⁾

しかしながら、Davidは、一九一三法によって多数派株主に大きな権限が帰属することになったとしても、それは必ずしも株主総会が全能であることを意味するものではないとする。⁽⁴⁶⁾Davidは、株主総会権限の限界を検討するにあたって、Jean-Jacques Rousseauの『社会契約論』の一節(第一編第七章)を引用する。すなわち、Rousseauは「政治体は個人としての何びとをも害することはできない。主権者は、ただ存在するというだけで、つねに主権者たる要件をすべて備えている」⁽⁴⁷⁾と述べる。Davidは、以上の言説はすべての社会的、経済的、政治的組織に妥当するものであり、「多数派がソシエテを直接害することを望むこと、あるいは、少数派を害することを望むことは不可能である」⁽⁴⁸⁾と論じる。

3 契約法の一般原則による多数派株主の権限の制限⁽⁴⁹⁾

一九一三年法のもと、David が少数派株主の保護のための基本法理として繰り返し強調するのが、(当時の) 民法典一三四条三項である。すなわち、「合意は、誠実『bonne foi』に履行しなければならない⁽⁵⁰⁾』と規定する、いわゆる「信義誠実⁽⁵¹⁾」の原則である。David は、信義誠実のもと債務を履行しなければならないとする契約法の原則は、株式会社における多数派が少数派を犠牲にすることはできないという規範を導くとともに、多数派の権限『pouvoir』の制限となると論じる⁽⁵²⁾。

さらに David は、ソシエテはすべての当事者の「共通の利益『intérêt commun』⁽⁵³⁾」のもと契約されなければならないとする(当時の) 民法典一八三三条に言及する。David は、信義誠実の原則とともに、この「共通の利益」概念は、多数派の権限の限界として機能することになると論じる⁽⁵⁴⁾。そして、以上の制限(限界)の判断は、多数派株主の有する目的『but』⁽⁵⁵⁾を考慮することによって行われることになる⁽⁵⁶⁾。

(三) 多数派の権限と権限濫用法理

1 総説

(二) でみたように、「契約」であることに加えて、「制度」や「組織」としての側面を有するという、ソシエテの法的性質に関する理解が David の議論の出発点となっている。そして、株主総会に定款変更権限が帰属することが明確となった一九一三年法以降、株主の議決権行使に関する主観的な問題とすべきであり、その法律上の根拠を民法典一三四条三項と民法典一八三三条に求めるというのが、David の基本的なアプローチであるといえる。David は、以上の議論に、行政法判例において生成・発展してきた権限濫用法理を取り込み、次のような議論を展開する⁽⁵⁷⁾。

「すべてのアソシエの間の関係を規律することになる厳格な信義誠実《bonne foi》の名において、多数派は決して利益を犠牲に振る舞ってはならない。それをそのかせた動機《mobile》⁽⁵⁸⁾がソシエ全体または少数派のアソシエを害する」という欲望であるのならば、これらの決定は非難されるべきことになる。

権限濫用法理は、ほとんど同様の結論へと至らしめる。それは、この決定が所与の利益《intérêt donné》、すなわち、この会議体が排除する権利をもたない利益のもとでなされたものではない限り、ソシエにおける会議体のすべての決定に違法な性質を与える。なぜなら、それは、存在意義であると同時に、各々の多数派の権限《pouvoirs》の制限を構成するからである。」

ここでは、株主総会を通じた株主の議決権の濫用の問題は、多数派株主の主観的な「動機」の問題として把握すべきであることがあらためて示されている。Davidは、続く「フランス法の諸原則《Les principes du droit français》」と題する節において、なぜこのように考えるべきであるのか、株主の議決権の法的性質に関する検討を踏まえて議論を展開する。⁽⁵⁹⁾項目をあらためてみていく。

2 株主の議決権の法的性質と権限濫用法理

(1) Josseland 理論の受容

Davidの議論は、まず権利が絶対的ではないことを確認するところから始まる。⁽⁶⁰⁾そのうえでDavidが注目するのが、「権利濫用」をめぐるLouis Josselandの議論⁽⁶¹⁾である。Josselandによれば、「権利濫用」の基準は、「権利の社会的機能およびその精神からの相反（機能的もしくは目的的標識）⁽⁶²⁾」に求められる。Davidは、明文の規定

こそ存在しないものの、フランスにおける裁判例は、このような考え方を受け入れてきたとする⁽⁶³⁾。そして、いかなる権利であっても一定の限界が存在することを確認する⁽⁶⁴⁾。

(2) 権利の分類：《droits-pouvoirs》と《droits-fonctions》

さらにDavidは、Josserandの理論を前提に様々な権利を二つに分類して把握することを試みる⁽⁶⁵⁾。一方は《droits-pouvoirs》であり、これは物権や債権のように、権利者の固有の利益が優先されるものである⁽⁶⁶⁾。もう一方は、《droits-fonctions》であり、これは権利者の個人的な利益よりも、他者の利益が優先されるものである⁽⁶⁷⁾。

Davidは、後者の《droits-fonctions》に注目する。Davidによれば、《droits-fonctions》としての性質を有する諸権利は、憲法と行政法といった公法分野だけでなく、家族法や会社法の分野にも存在するのであり、株主総会における多数派の権利は、このソシエテの利益のもとで存在することから、まさに《droit-fonctions》の一つとして位置付けられることになる⁽⁶⁸⁾。

(3) 行政法判例における権限濫用法理を応用すべきであること

前述のように、行政法判例において生成・発展してきた「権限濫用」(法理)は、行政権限は一定の目的によって拘束され、これを逸脱すること《détournement》は認められないとする考え方である。Davidは、権利者固有の利益よりも他者の利益が優先されるべき《droits-fonctions》として把握される諸権利については、この「権限濫用」(法理)と同様の論理によって規律されることが合理的であると論じる⁽⁶⁹⁾。

Davidによれば、株式会社における多数派の権利は、《droits-fonctions》の一つであり、《finalité sociale》に由来するものとして把握される⁽⁷⁰⁾。そして、多数派は、会社の利益のもと、より望ましい方向へと決定することが

義務付けられる⁽⁷¹⁾。ソシエテの会議体《assemblée sociale》において、多数派によってなされた決定がその利益に反するものである場合には、裁判所にサンクションを与えることを認める必要があるということになる⁽⁷²⁾。

四 まとめ

(一) 序説

ここまで、フランスにおける資本多数決濫用の問題と株主の議決権行使の法的性質に関する現在の通説的理解の原点と位置付けることができる。Decugis と David の議論を概観・検討してきた。最後に、両者の議論を比較・総括し (二)、若干の考察を加えて (三) (四)、本稿の結びとしたい。

(二) Decugis と David の議論の特徴・差異

Decugis と David の議論は、株主の議決権 (の行使) に社会的な性質を見出すとともに、行政法判例において生成・発展してきた「権限濫用」の考え方を株主総会決議の問題に応用するものと位置付けられる⁽⁷³⁾。もともと、仔細に比較すると、両者の議論には以下のような違いや特徴を見出すことができる。

第一に、濫用的な議決権行使がなされた場合の少数派株主の救済のための法律構成に違いがある。すなわち、Decugis の議論は、行政法判例における「権限濫用」の考え方に言及・参照しているものの、法律構成としてはあくまで「権利濫用」の問題として捉えている⁽⁷⁴⁾。「権限濫用」の考え方 (あるいは理念) を参照しているにとどまるものといえる。これに対して David の議論では、「権限濫用」の問題としてアプローチすべきことが明示的に主張されている⁽⁷⁵⁾。

第二に、Davidの議論は、「契約」や「制度」や「組織」という、ソシエテの法的性質から演繹的に議論が展開されているという特徴がある。これに対して、Decugisの議論は、必ずしもそのようなソシエテの法的性質から演繹的に構築されているわけではない。

第三に、Davidは、「権限濫用」の考え方を応用（適用）する前提として、さまざまな権利を《droits-pouvoirs》と《droits-fonctions》に分類をしたうえで、株主の議決権（多数派の権限）は後者に分類されるとする⁽⁷⁶⁾。これに対して、Decugisの議論は、このような権利の区別を前提とはしていない。

第四に、Davidの議論の背後には、Josserandの議論の影響を明確に見出すことができる。これに対して、Decugisの議論は必ずしも特定の論者の議論を前提とするわけではない。

（三）判例法理への影響

次に、DecugisとJosserandの議論が、その後の判例法理に与えた影響について確認しておく。前述のように、Decugisは、「権利濫用」の問題として裁判官が介入すべき基準として、①問題となっている行為がその権利の通常の制限を超越するものであるか否か、②他人への損害が発生しているか否かという見解を提示する⁽⁷⁷⁾。Davidも、株式会社における多数派による「権限濫用」の基準として、①会議体が尽くさなければならぬ利益を損なってはならないこと、および、②多数派が少数派の犠牲のもと利得してはならないこと、という二つの要件を示している。両者ともに、これに違反した形で株主が議決権を行使した場合（株主総会決議が成立した場合）には、当該決議は無効とすることによって、少数派株主の救済を図るべきとする⁽⁷⁸⁾。

先にみたように、破毀院商事部一九六一年四月一八日判決は、「決議が会社の一般的利益 (l'intérêt générale de la société) に反し、少数株主の損害において多数株主に利益を与えようと専ら意図して (dans l'unique dessein)

なされた場合」⁽⁷⁹⁾に、「多数派の濫用」となることを示した。これは、Decugis と David が示した「濫用」の基準と極めて整合的である。Decugis と David の議論が判例法理（裁判所）に与えた影響が非常に大きなものであることは明確であろう。

(四) 示唆・今後の検討課題

フランス法における資本多数決濫用の問題は、株主の議決権（行使）の法的性質と密接に結び付け議論されてきた。そして、このような議論の方向性は、本稿で検討した Decugis と David によって形成されたということができる。今なお、株主の議決権の法的性質と資本多数決濫用の問題は関連付けられて議論されている。フランス法の豊富な議論は、わが国における問題を検討するに際しても、十分に参照する価値があるように思われる。

もっとも、わが国の議論では、株主の議決権の法的性質と資本多数決濫用の問題は必ずしも関連付けられて議論されてきたわけではない。また、フランス法学説のように、株主の議決権の法的性質を確定し、そこから演繹的に株主の議決権行使の限界や資本多数決濫用の問題を検討するというアプローチは、現在のわが国の会社法学において受け入れられ難い議論であるように思われる⁽⁸⁰⁾。

しかしながら、株主が議決権を行使する特定の場面や株主の属性によって、一定の目的に拘束されるべきものであるのか否かについては、今一度、検討の余地があるように思われる。本稿の議論を踏まえて、理論的な検討を進めることが今後の課題となる。

(一) この問題に関する近時のテーゼとして、P. LEDOUX, Le droit de vote des actionnaires, LGDJ, 2002 ; A.L.

CHAMPETIER de RIBES-JUSTEAU, Les abus de majorité, de minorité et d'égalité, Dalloz, 2010 を挙げることもできる。両論文の内容を概観すると明らかなように、フランス会社法学においては、資本多数決濫用の問題は、株主の議決権の法的性質と関連付けられて議論されてきた。そのような議論の方向性を確立したのが、本稿で検討する Decugis v David ということがいえる。

(2) Cass. com. 18 avr. 1961, Bull. civ. III, n° 175.

(3) 以上の翻訳は、神田秀樹「資本多数決と株主間の利害調整 (三)」法学協会雑誌九八巻一〇号 (一九八一年) 一二七頁による。破毀院商事部一九六一年四月一八日判決については、清弘正子「株主総会における多数決濫用とその理論—フランス法の示唆—」国際商事法務二六巻八号 (一九九八年) 八〇五頁以下、山本真知子「フランス会社法における少数派株主・社員の権利濫用概念の生成—三つの破棄院判決を中心に—」奥島孝康・宮島司編「倉澤康一郎先生古稀記念・商法の歴史と論理」(新青出版、二〇〇五年) 九三三頁以下、石川真衣「フランス株式会社法における資本概念 (一)」早稲田法学会雑誌六六巻一号 (二〇一五年) 四九頁以下といった、フランス法における資本多数決濫用の問題に言及する近時の研究において必ず言及される事案である。

(4) 岩原紳作編『会社法コンメンタール19—外国会社・雑則 (1)—』(商事法務、二〇二一年) 二六四頁、二六八頁〔岩原紳作〕は、会社法八三一条一項三号の解説の中で「多数決濫用理論」を取り上げる。山本爲三郎「M & A に関する少数株主と会社債権者の保護」江頭憲治郎編『株式会社法大系』(有斐閣、二〇一三年) 五〇七頁は、「キャッシュ・アウトの場合には、基本的に多数株主と少数株主の利益が対立する。当該キャッシュ・アウトを認める必要性・実益の大きさと少数株主の不利を比較衡量した上で、ことさら少数株主に不利を被らせるようなキャッシュ・アウトだと判断されるような場合は、多数株主による資本多数決の濫用 (実質的には株主平等原則違反) になると解される。条文解釈としては八三一条一項三号の類推解釈と把握され、株主総会決議の取消しが問題となろう」と論じる。以上の記述は、株主総会決議を通じた資本多数決濫用の問題は、わが国の法規制のもとでは、様々な規定を通して問題となりうることを示唆する。

(5) 《abus de majorité》を「多数派の濫用」と翻訳することについて、例えば、石川真衣「フランス株式会社法における「ソシエテ契約 (contrat de société)」概念の意義 (三・完)」早稲田法学九五巻四号 (二〇二〇年) 一一四

頁。

(6) 《nullité》を「無効」と翻訳することについて、石川真衣「株主総会決議の瑕疵をめぐる問題に関するフランスの近時の動向」神田秀樹責任編集『企業法制の将来展望——資本市場制度の改革への提言——2021年度版』（資本市場研究会、二〇二〇年）三八四—三八五頁。

(7) V. P. LE CANNU et B. DONDERO, *Droit des sociétés*, 9^e éd. LGDJ, 2022, n. 160-162, pp. 137-140.

(8) 例えば、LEDoux, *supra* note 1, n. 183, pp. 162-163 は「多数派の濫用」法理は、「権限濫用」の考え方と結びつくものとする理解が学説における支配的な傾向であると述べる。もっとも、本稿では「通説的理解」と記述したが、要件論とその理論的根拠をめぐって現在でも議論の対象となっている。

(9) 《pouvoir》を「権限」、「détournement de pouvoir」を「権限濫用」とそれぞれ翻訳することについて、山口俊夫編『フランス法辞典』（東京大学出版会、二〇〇二年）四四三頁（以下、本稿におけるフランス法の法律用語の翻訳については、基本的に同書の翻訳に従う）。近時のフランス民法の研究である、高秀成「フランス法における権限（pouvoir）と財産管理制度」慶應法学二三号（二〇一二年）八五頁以下も、それぞれ「権限」と「権限濫用」の訳語を与えている。本稿もこれらの先行研究に従い、「権限」と「権限濫用」の訳語を当てることにした。

(10) 例えば、J. DELVALLÉE, *La collégialité en droit des sociétés*, Dalloz, 2019, n. 329, p. 271 は「議決権を権限《pouvoir》であると理解するのが、学説の多数説であると述べる（例えば、近時の研究である E. GUÉGAN, *Les nullités des décisions sociales*, Dalloz, 2020 は「そのような立場に依拠して」、「権限」は目的への適合性が問題となる《une prerogative finalisée》である」とともに（n. 225, pp. 206-207）「コントロールされる《une prerogative contrôlée》である（n. 226, p. 208）と論じる）。株主の議決権は「権限」の行使であるという理解は、本稿で検討する一九二〇年代の学説を萌芽とするものがびくびく、その後、Dominique Schmidt (D. SCHMIDT, *Les droits de la minorité dans les sociétés anonymes*, Sirey, 1970) や Emmanuel Gaillard (E. GAILLARD, *Le pouvoir en droit privé*, Economica, 1985) などによって洗練されたものとして発展し定着している。Schmidt や Gaillard の議論は、破毀院商事部一九六一年四月一八日判決以降の「多数派の濫用」の要件論の発展と併せて検討する必要がある。今後の検討課題となる。

- (11) 本稿で検討する Decugis と David の議論は、株主の議決権にその社会的な性質を見出すとともに、行政法学において生成・発展してきた権限濫用法理を株主総会決議に適用したものと見て、近時の研究においても必ず引用される。V. P. LEDOUX, *supra* note 1, n° X V, p. 10; CHAMPETIER de RIBES-JUSTEAU, *supra* note 1, n° 172, p. 128 et n° 177, pp 131-132.
- (12) David の議論は、わが国における破毀院商事部一九六一年四月一八日判決以前の代表的な研究である、豊崎光衛「株式會社に於ける多数決の濫用(三)」法学協会雑誌五八卷三号(一九四〇年)二四頁以下、龍田節「資本多数決の濫用とフランス法」法学論叢六六卷一号(一九五九年)三一頁以下においても言及されている。もともと、これらの先行研究は本稿のように、株主の議決権の法的性質をめぐる David の議論に焦点を当てるものではない。
- (13) 本稿は、必ずしもフランス法における「多数派の濫用」をめぐる議論を参照しつつ、わが国における一般法理としての資本多数決濫用法理を確立することや、個別の条文(たとえば、会社法八三一条一項三号や一〇九条一項)の解釈論を企図することを意図するものではない。これはフランス法の通時的な検討を踏まえた、筆者の今後の検討課題と位置付けられる。
- (14) H. DECUGIS, L'abus du droit dans les sociétés par actions, *Journal des sociétés* 1925, p. 481 et s. 以下では、DECUGIS [1925] を引用する。
- (15) DECUGIS [1925] p. 482.
- (16) この時期のフランス民法学における権利濫用法理について、末川博「フランス法における権利濫用」同『権利濫用の研究』(岩波書店、一九四九年)一一五頁以下(初出一九二九年)を参照。末川論文では、一九世紀末から一九二〇年代までの当時を代表する議論が簡潔に紹介・検討されている。
- (17) 《abus de droit》を「権利濫用」と翻訳することについて、山口編・前掲注(9)四頁(関連する項目として《détournement de pouvoir》が示されている)。
- (18) 末川・前掲注(16)参照。
- (19) Cass. req., 3 août 1915, DP 1917, I, 79.
- (20) DECUGIS [1925] p. 485.

- (21) 民法学の概説書では、主観的な基準と客観的な基準とが併記される形で記述・検討されることが一般的である。
V. J. CHESTIN et H. BARBIER, *Introduction générale*, t. 2, 5^e éd., LGDJ, 2020, n. 644-651, pp. 492-500. 大澤彩『不
当条項規制の構造と展開』(有斐閣、二〇一〇年)三七八—三八六頁も参照。
- (22) 「加害の意図」と翻訳することについて、山口編・前掲注(9)二九八頁。
- (23) DECUGIS [1925] p. 488. Decugis のことでの議論は、必ずしも株主の議決権の行使を念頭に置いたものではな
く、権利濫用の問題一般に妥当する。
- (24) 以上の定義は、J・リヴェロ(兼子仁＝磯部力＝小早川光郎編訳)『フランス行政法』(東京大学出版会、一九八
二年)二七六頁による。
- (25) DECUGIS [1925] p. 489. Decugis は、そのような権限濫用の例として、①所有者の同意なき賃借権譲渡(転賃
借)の事例、②雇用主による労働者の解雇の事例を取り上げる(DECUGIS [1925] pp. 489-490)。
- (26) DECUGIS [1925] p. 489-490.
- (27) DECUGIS [1925] p. 490.
- (28) DECUGIS [1925] p. 490.
- (29) «actionnaire» を「株主」と翻訳すること(山口編・前掲注(9)一五頁)については定着しているものと考えら
れる。また「*intérêt collectif*」を「共同の利益」とすることについて、石川真衣「フランスにおける株式会社の成
立と展開(四・完)」早稲田大学大学院法研論集一五三号(二〇一五年)三五頁。
- (30) DECUGIS [1925] p. 490.
- (31) R. DAVID, *La protection des minorités dans les sociétés par actions*, Sirey, 1929, ㏽㏽㏽ DAVID [1929 ㏽]
㏽㏽㏽引用す。
- (32) R. DAVID, *Le caractère social du droit de vote*, *Journal des sociétés*, 1929, p. 401 et s. ㏽㏽㏽ DAVID
[1929 ㏽] ㏽㏽㏽引用す。
- (33) フランス法におけるアソシエの議決権の法的性質を検討する先行研究(議決権の行使に限定されない)として、
齋藤雅代「フランス法における株式と議決権をめぐる近時の展開について」山梨学院大学法学論集八〇号(二〇一七

年) 一一三頁以下、石川・前掲注(5) 九三頁以下がある。

(34) DAVID [1929①]とDAVID [1929②]の議論は、その規範的な主張の多くの部分で重複している。本稿では、紙幅の都合から、株式会社における問題にフォーカスするDAVID [1929①]の議論を基本的に取り上げ、必要に応じて、DAVID [1929②]の議論に言及することにする。なお、DAVID [1929②]の議論は、議決権の一般理論ともいえる会社法の問題に限定されない興味深い議論を展開している。別稿においてあらためて検討を加えたい。

(35) 近時の研究である、石川真衣「フランス会社法における「ソシエテ契約 (contrat de société)」概念の意義 (一)」早稲田法学九五巻一号(二〇一九年) 一二五、一二六頁は、《société》の訳語は「組合」と「会社」のいずれとも決し難いとする先行研究を踏まえて、「ソシエテ」と表記している。本稿は、石川論文の方針に賛同し、一般論として《société》(契約)の問題に言及する際(またそのような議論を参照する際)には「ソシエテ」の語を、《société anonyme》については「株式会社」の訳語をそれぞれ用いることにする。

(36) 《contrat》を「契約」と翻訳することについて異論はないものといえるが(山口編・前掲注(9) 一二三頁)、その実質的な定義・内容については、いまなお議論がある(V. J. GHESTIN, G. LOISEAU et Y.-M. SERINET, La formation du contrat, t. 1, 4^e éd. LGDJ, 2013, n° 39 et s., p. 31 et s.)。

(37) 二〇一九年の法改正 (Loi n° 2019-486 du 22 mai 2019 relative à la croissance et la transformation des entreprises) によって、ソシエテ契約に関する通則規定である民法典一八三三条と一八三五条について改正が行われた(改正法の内容、特に民法典一八三三条と一八三五条について、石川真衣「企業の成長及び変革に関する二〇一九年五月二二日の法律第二〇一九四八六号 (PACTE法)」比較法学五四巻二号(二〇二〇年) 九六頁以下を参照)。

(38) 《association》については、「営利社團・会社 société の社員」と翻訳されるが(山口編・前掲注(9) 四〇頁)、石川・前掲注(35)論文では、「アソシエ」の表記が当てられている。本稿は、石川論文に従い、ソシエテの構成員一般《associé》について言及する際には「アソシエ」と表記することにする。また、《actionnaire》については、「株主」の訳語を用いる(石川・前掲注(35) 一三一頁参照)。

(39) 竹中悟人「契約の成立とコース」(商事法務、二〇二〇年) 二〇頁注(5)が指摘するように、《consentement》の翻訳は非常に難しい。本稿は、このような民法学における議論を踏襲し、竹中論文と同様の表記を用いることにし

た。

- (40) ソシエテの成立には、『*affectio societatis*』が要求されることになる。これは「会社目的を実現するために共同事業に協働する社員全員の意思」(来住野矢「*affectio societatis*について」『奥島孝康先生還暦記念・比較会社法研究 第一巻』(成文堂、一九九九年)五〇六頁)などと定義される。

- (41) 「制度『*institution*』」の概念(「制度」と翻訳する)について、山口編・前掲注(9)二九六頁(Hauriouの理論を念頭に置く)は、この時代を代表する公法学者であるMaurice Hauriouの研究成果によるところが大きいということは、よく知られている(Hauriou理論と団体法・法人法の関係について、小島慎司『制度と自由』(岩波書店、二〇一三年)八三頁以下が詳細な検討をする)。Hauriouの制度理論は、その後、Emile Gaillard (E. GAILLARD, *La société anonyme de demain*, 2^e éd. Sirey, 1933) によつて、会社法の議論に応用されることになる。Gaillardの会社法理論については、石川・前掲注(29)三三頁以下が簡潔な紹介をしている。

- (42) DAVID [1929 ①] n° 1, p. 1-2. 以下では、一九世紀後半から二〇世紀初頭を代表する商法学者であるThallerと公法学者であるHauriouの議論を引用する。

- (43) DAVID [1929 ①] n° 3, p. 3. ソシエテの「契約」と「制度」という対立構造については、石川・前掲注(29)三〇頁以下が検討を加えている。

- (44) 『*engagement*』を「義務負担」と訳すことについて、森田修「契約法—フランスにおけるコース論の現段階—」岩村正彦＝大村敦志＝齋藤哲志編『現代フランス法の論点』(東京大学出版会、二〇二一年)一六二頁。『*engagement*』の語は「義務」という訳が与えられることが多いが(現在の民法典一八三六条の内容を検討する、石川真衣「フランス株式会社法における「ソシエテ契約(*contrat de société*)」概念の意(一)義」早稲田法学九五巻二号(二〇二〇年)一二五頁、一四七頁も「アンシエの義務の増加の禁止(*interdiction d'augmenter les engagements des associés*)」とする)、その内容を踏まえると「義務負担」と訳すべきである。

- (45) 以下は議論の中心。A. WAHL, *Commentaire de la loi du 22 novembre 1913 modifiant le régime des sociétés par actions*, *Journal des sociétés* 1914, n° 45, p. 91.

- (46) DAVID [1929 ①] n° 6, p. 8.

- (47) 以上の翻訳は、ジャン＝ジャック・ルソー（作田啓一訳）『社会契約論』（白水社、二〇一〇年）三二頁による。
- (48) DAVID [1929 ①] n° 6, p. 7.
- (49) David は、一九一三年法以前の判例・学説についても詳細に検討を加えている（DAVID [1929 ①] n°s 12-37, pp. 15-40）。この時期の判例・学説の展開について、堀井拓也「フランス法における「組織体としての株主総会」とその理論的基礎・序説」北海学園大学法学研究五八巻三号（二〇二二年）三五頁以下を参照。
- (50) フランス民法典の条文の翻訳については、法務大臣官房司法法制調査部編『フランス民法典―物権・債権関係』（法曹会、一九八二年）六七頁による。
- (51) 《bonne foi》の語には、①「信義誠実」という意味と、②「善意」という意味があることについて、山城一真『契約締結過程における正当な信頼』（有斐閣、二〇一四年）二三三頁。David の議論が①の意味を前提としていることは明らかである。
- (52) DAVID [1929 ①] n° 27, pp. 29-30.
- (53) 《intérêt commun》を「共通の利益」とすることについて、石川・前掲注(35)一三四―一三五頁。
- (54) DAVID [1929 ①] n° 27, p. 31.
- (55) 《but》を「目的」と訳すことについて、竹中・前掲注(39)二頁。
- (56) DAVID [1929 ①] n° 27, p. 31.
- (57) 以下の引用は、DAVID [1929 ①] n° 38, p. 41 による。
- (58) 《mobile》を「動機」と訳すことについて、山口編・前掲注(9)三七二頁。契約法の領域における主観的な要素が多岐にわたることについて、竹中・前掲注(39)一六頁注(36)を参照。
- (59) DAVID [1929 ①] n°s 38 et s, pp. 41 et s.
- (60) DAVID [1929 ①] n°s 39-41, pp. 42-44.
- (61) L. JOSSERAND, De l'esprit des droits et de leur relativité, théorie dite de l'abus des droits, Dalloz, 1927. Josseland はその後、一九三九年に第二版を出版している。L. JOSSERAND, De l'esprit des droits et de leur relativité, théorie dite de l'abus des droits, 2^e éd., Dalloz, 1939（以下、引用する）。

「Jossierand の議論については、末川・前掲注(16)一五四頁以下、山口俊夫「ジヨスラン」伊藤正己編『法学者 人と作品』(日本評論社、一九八五年)一五一頁以下、大澤・前掲注(21)三八四—三八五頁を参照。

(62) 山口・前掲注(61)一五五頁(JOSSERAND [1939] p. 394 の表題の翻訳であると考えられる)。

(63) DAVID [1929 ①] n° 43, p. 45.

(64) DAVID [1929 ①] n° 43, p. 45.

(65) DAVID [1929 ①] n° 44, pp. 44-45. David の示した権利の分類論は、その後「Jossierand」Rouast、Dabin、Roubier、Gallard などの論者によって継承・発展していくことになる。これらの議論は「民法学という枠を越える法哲学的な議論と位置付けられる(V. E. GAILLARD, Le pouvoir en droit privé, Economica, 1985, n° 21, pp. 22-23; 高・前掲注(9)九八頁以下の議論を参照)。「権利」と「権限」の区別については、今なお重要な論点として、議論の対象となる。V. J. VALIERGUE, Les conflits d'intérêts en droit privé : contribution à la théorie juridique de pouvoir, LGDJ, 2019.

(66) DAVID [1929 ①] n° 44, p. 45.

(67) DAVID [1929 ①] n° 44, p. 45.

(68) DAVID [1929 ①] n° 44, p. 46.

(69) DAVID [1929 ①] n° 46, p. 47.

(70) DAVID [1929 ①] n° 48, p. 49.

(71) DAVID [1929 ①] n° 48, p. 50. より端的に、多数派はソシエテの利益においてのみ決議をすることができる(論じらる(DAVID [1929 ①] n° 49, p. 51)。

(72) DAVID [1929 ①] n° 49, p. 50. David は、多数派の権限の根拠を当時の民法典一一三四条、一三八二条—一八三三条を求める(DAVID [1929 ①] n° 52, p. 53)

(73) CHAMPETIER de RIBES-JUSTEAU, supra note 1, n° 172, pp. 127-129 et n° 177, pp. 131-132. Decugis と David の議論に先んじて、行政法学における権限濫用法理の適用の可能性に言及した最初の論考は、おそらく G. BOURCART, Les modifications aux statuts et la loi du 22 novembre 1913, Annales de droit commercial français,

- etranger et international, 1914, pp. 335 et s. であると考えられる (V. DAVID [1929 ①] n° 54, p. 56)。ゆえに、Decugis と David のような詳細な検討がなされているわけではなく、要件と効果も不明確である。
- (74) V. DECGIS [1925] p. 490.
- (75) V. DAVID [1929 ①] n° 46, p. 47.
- (76) V. DAVID [1929 ①] n° 44, p. 45-46. 以上のような David の議論に対して、株主の議決権は《droit subjectif》(David の分類によれば《droits-pouvoirs》) に近い。《droit subjectif》の定義・内容の理解については諸説ある。V. J. CHESTIN et H. BARBIER avec le concours de J.-S. BERGÉ, Introduction générale, t. 1, 5^e éd., LGDJ, 2018, n° 272 et s., p. 210 et s.) であるという主張は、同時代の文献を渉猟する限り見つけることができなかった。株主の議決権が《droit subjectif》であるとする議論の登場は、一九八〇年代以降のことである。
- (77) DECGIS [1925] p. 490.
- (78) DAVID [1929 ①] n° 57, p. 60.
- (79) 以上の翻訳は、神田・前掲注(3)一二七頁による。
- (80) いわゆる「社員権論争」を経て、「共益権も自益権と同様に、基本的には株主自身の利益のために行使できる権利であるとの立場が一般的である」と説明される(伊藤靖史ほか『会社法(第五版)』(有斐閣、二〇二一年)六八頁[田中亘])。Decugis と David の議論(の方法)は、わが国における通説的理解を前提とすると受け入れ難い議論となるであろう。
- (81) (支配) 株主の義務をめぐる様々な議論が存在することについて、江頭憲次郎『株式会社法(第八版)』(有斐閣、二〇二一年)一三三頁注(4)を参照。